

誹謗中傷等に対する対策について

危機管理ニューズレター

2024年3月22日号

執筆者:

[木目田 裕](mailto:h.kimeda@nishimura.com)
h.kimeda@nishimura.com
[西田 朝輝](mailto:a.nishida@nishimura.com)
a.nishida@nishimura.com
[澤井 雅登](mailto:ma.sawai@nishimura.com)
ma.sawai@nishimura.com

[宮本 聡](mailto:s.miyamoto@nishimura.com)
s.miyamoto@nishimura.com
[梅澤 周平](mailto:s.umezawa@nishimura.com)
s.umezawa@nishimura.com

目次

- I 誹謗中傷等に対する対策について / 木目田 裕
- II 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて / 木目田 裕、宮本 聡、西田 朝輝、梅澤 周平、澤井 雅登

I 誹謗中傷等に対する対策について

執筆者: 木目田 裕

誹謗中傷や個人攻撃に対する対策は、本当に難しいと思います。私は弁護士として誹謗中傷への対応を企業や個人にアドバイスしてきました。また、私自身も特定の人物から執拗な誹謗中傷や個人攻撃を受けています。

社会では、そうした誹謗中傷や個人攻撃に晒された方が自死に追い込まれるなど、大変不幸な結果が現に起きています。それにもかかわらず、誹謗中傷は止みません。

1. 誹謗中傷者による注意や抗議に対する誹謗中傷・個人攻撃のエスカレート

こうした誹謗中傷や個人攻撃への対応で最も難しいのは、誹謗中傷や個人攻撃を行っている本人(以下一括して「誹謗中傷者」といいます。)に注意や抗議をすると、かえって誹謗中傷や個人攻撃がエスカレートする点です。

誹謗中傷者に対して「それは誹謗中傷や個人攻撃であって違法だから、直ちに誹謗中傷を止めるべきだ。ネット・SNS や雑誌等の誹謗中傷記事を取り下げるように求める」などと注意や抗議をすると、誹謗中傷者の中には、かえって逆上したり意固地になって仕返しをしようと、誹謗中傷や個人攻撃をエスカレートさせて、ネット・SNS や雑誌等で、被害者に対して何回も重ねて誹謗中傷を繰り返したり、誹謗中傷を更に増幅させる、といった事態が往々にして起こります。

さりとて放置しても誹謗中傷が止まる保証もなく、今後の更なる誹謗中傷の継続や増幅もあり得ることから、実際の事案では、誹謗中傷者に対して抗議や法的手段をとることが得策かどうか、企業も個人も非常に悩ましい判断を強いられることになります。

例えば、誹謗中傷者に抗議してもかえって逆上や仕返しを招くだけだから、ある程度の誹謗中傷であれば、泣き寝入りになるかもしれませんが、黙殺して、誹謗中傷者の関心が別の出来事に移るのを待つ方がよ

いかどうか、それとも、誹謗中傷者による逆上や仕返しが相当程度あるだろうことを覚悟しつつ、抗議や法的手段を行っていくべきかどうかなど、被害者は非常に悩ましい立場に立たされます。

2. 厳正な刑事処罰やメディアのリテラシーの必要性

誹謗中傷対策における検討課題として、司法当局が、表現の自由や意見論評の自由などを尊重する観点から、誹謗中傷に対する刑事罰の適用に慎重になっている点があります。

表現の自由や意見論評の自由を尊重するのは当然ですが、そもそも、意見等があるならば、それを正々堂々と開陳すればよく、侮辱的表現や個人攻撃にわたる表現などを使う必要は何もありません。

このことは、最高裁の各判例が「ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損にあっては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあった場合に、右意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があったときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、右行為は違法性を欠くものというべきである」旨の判断を示しており、「人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱した」ものは違法性を欠くとはされない(論理的にラフな言い換えですが、要するに「違法である」と説示しているとおりです。

この点、政府広報オンラインも「(1) 誹謗中傷と批判意見は違う 相手の人格を否定または攻撃する言い回しは、批判ではなく誹謗中傷です。」と述べています¹。

侮辱的表現や個人攻撃にわたる表現は、「人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱した」(最高裁判例)のものであり、「相手の人格を否定または攻撃する言い回し」(政府広報オンライン)です。

侮辱的表現や個人攻撃にわたる表現は、言論の内容に対する評価とは切り離して、その外形だけで該非(該当するか否か)を判断することが比較的容易です。たとえ真に意見や論評であっても、こうした表現を使うことは許されないわけで、言論としての初歩的マナーに反するから保護に値する価値はなく、社会的な倫理も欠いています。さらに、こうした表現を使わずに意見や論評を展開することに、何の支障もありません。

だから、司法当局は、侮辱的表現や個人攻撃という外形に着目して、言論の内容に立ち入ることなく、名誉毀損罪や侮辱罪等で摘発・訴追し、刑事責任の認定を行うことが可能です。言論の中身に立ち入ることは必要ありませんから、特別な事情がない限り、刑事罰の適用によって、表現の自由や意見論評の自由が不当に侵害される恐れは乏しいと考えられます²。

いかに誹謗中傷対策として侮辱罪の法定刑の引上げ等がなされたとはいえ、司法当局が法を厳正に適用しなければ、刑罰の制裁による一般予防効果も発揮できません。

また、新聞雑誌やネット媒体なども、問題とされている記事が裁判等で違法といった判断が出ない限り、被害者が誹謗中傷記事の撤回や配信停止を求めても、応じることはまずありません。繰り返しになりますが、意見や見解は、正々堂々と述べればよいのであって、侮辱的表現や個人攻撃などをわざわざ使う必要もありません。侮辱的表現や個人攻撃は、そうした意見や見解と称するものの中身がないことの現れです。新聞雑誌やネット媒体が、リテラシーを発揮して誹謗中傷や個人攻撃にわたる表現を遮断していくことが、メ

¹ <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202011/2.html>

² なお、個人攻撃や侮辱表現それ自体の文学的価値や芸術的価値が問題になる場合などには、人の名誉信用や名誉感情といった法益保護の必要性との間での利益考量や言論への萎縮効果の有無・程度を検討する必要が生じ、謙抑的に刑事罰による介入を差し控える方がよい場合が少なくないだろうと思います。

ディアとしての役割であると思います。また、そうなれば、誹謗中傷や個人攻撃は、刑罰などの国家権力の介入なくして、排除されていくこととなります。

3. 誹謗中傷者を相手にしない

少し前のところで述べたとおり、誹謗中傷者に抗議やクレームをしても、かえって逆上したり意固地になって仕返しをしようと、誹謗中傷や個人攻撃をエスカレートさせて、ネット・SNS や雑誌等で、被害者に対してしつこく何回も誹謗中傷を繰り返したり、誹謗中傷を増幅させる、といった事態が往々にして起こる、これが現実です。

そのため、誹謗中傷や個人攻撃への基本的な対応策は、黙殺、つまり誹謗中傷者を相手にしない、ということになります。

誹謗中傷者の中には、あえて挑発的な誹謗中傷や個人攻撃を行って、被害者の反論を誘い出そうとするケースなどもあります。

誹謗中傷者の動機としては、要するに「被害者に相手にしてもらいたい」という場合もあれば、YouTube 等での視聴回数稼ぎなどもあります。

また、誹謗中傷者に抗議などをすると、「反論があるなら YouTube で対談しよう」と言ってきたり、雑誌等が「反論を掲載する」などと言ってくる場合もあります。

いずれにせよ、誹謗中傷者による、こうした誘いに乗る必要も価値もありません。

万が一にも、こうした誘いに乗れば、誹謗中傷や個人攻撃を行って被害者を挑発することで、誹謗中傷者としては思ったとおりになる、場合によっては金を儲けることもできる、ということになりかねず、誹謗中傷や個人攻撃を助長することになってしまうからです。

以上のとおり、誹謗中傷者については、まともに取り合うことなく、相手にしない、というのが原則的な対応です。

4. 誹謗中傷者に対する抗議や法的手段の選択をせざるを得ない場合

ただ、誹謗中傷者が、それでもなお、様々な媒体等で誹謗中傷を繰り返している場合などは、「誹謗中傷者を相手にしない」というままでは、本当に泣き寝入りにしかありません。

あるいは、その誹謗中傷者が昔から当該被害者に対する誹謗中傷を行っており、何か誹謗中傷できるネタがあれば、すぐにでも誹謗中傷を行うという人物の場合、放置は根本的解決になりません。

また、その誹謗中傷により、いわゆるデジタル・タトゥーが生じる場合など、これを防止または是正するために、法的手段をとらざるを得ない場合もあります。

そこで、そうした悪質な誹謗中傷者の場合には、被害者としては、やむなく、抗議を行ったり、法的手段をとることになります。

もちろん、誹謗中傷者の中にも、純粹に自分の意見があって、ただ、その意見を表現するにあたり、表現が感情的になったり、行き過ぎてしまった、というケースもあります。そうしたケース(悪質でないケース)の場合には、抗議を行えば、それを契機に、誹謗中傷者は誹謗中傷をピタリとしなくなります。そうした人は、もともと、他人を侮辱したり個人攻撃するようなつもりなどありません。別にそのような侮辱的表現や個人攻撃的な表現など使わなくても、意見に内容や根拠があるのならば、その意見を冷静かつ論理的に展開することに、何の支障もありませんから、誹謗中傷者が自分で気付けば誹謗中傷を止めます。

ただ、残念ながら、多くのケースはそうではなく、被害者が誹謗中傷者に抗議を行ったり法的手段をとることで、誹謗中傷者が逆上したり意固地になって誹謗中傷をエスカレートさせる結果になります。

というのも、誹謗中傷者が誹謗中傷を行う動機も様々であり、特に被害者に対する妬みや嫉妬などが原因の誹謗中傷も多く、その場合には、誹謗中傷のエスカレートという結果になります。下手をすると、意固地になった誹謗中傷者が、次で述べるような情報操作手法を駆使しつつ、その被害者に対する誹謗中傷や個人攻撃を人生の生きがいにしていく、などということになります。

ここが誹謗中傷対策の最も難しいところです。

5. 意見論評を装った情報操作のテクニック

誹謗中傷や個人攻撃は、意見論評を装った情報操作を行おうとします。以下では、こうした情報操作のテクニックを紹介します。

(1) 論点ずらし

誹謗中傷などの事案では、往々にして攻撃者(誹謗中傷者を含みますが、それに限りません。以下同じ。)が「論点ずらし」を行います。

例えば、ある出来事 A があって、攻撃者が、その出来事 A に絡めて、被害者である人物 V に対し、B というネガティブな評価をして、「被害者 V は B である」といった侮辱等を行ったと仮定します。いかに誹謗中傷であっても、何もなく、突然、被害者の罵倒や侮辱を始めたりはしないので、普通は、トリガーになる出来事 A があります。それに対して、誹謗中傷者は、妬みや嫉妬などから、誹謗中傷を始めるわけです。

誹謗中傷者その他の攻撃者は、これに対して、誹謗中傷や個人攻撃であるとの抗議や法的措置などを受けると、逆上したり仕返しとして誹謗中傷をエスカレートさせますが、その際、誹謗中傷であるとの抗議に対して正面からは反論しにくい「被害者 V は B である」という個人攻撃を単純に繰り返すことはあまり行いません。往々にして見られる誹謗中傷者の手口は、その後、何度もブログや SNS・ネット上の記事を出して、例えば「出来事 A に対して被害者が行った言動が間違っている」といったような言い方を前面に出して、それを繰り返す攻撃方法に変更します。

そうすることによって、誹謗中傷者その他の攻撃者は、自分の言説は出来事 A に対する被害者の言動に対する論評であって、「被害者 V が B である」という個人攻撃や人身攻撃ではない、と弁解しようとしています。

名誉毀損や侮辱の刑事事件や民事事件では、しばしば、こうした「論点ずらし」が見られます。これは、悪質な誹謗中傷の典型的なテクニックの一つです。

司法当局としては、こうした「論点ずらし」に誤魔化されることなく³、起訴価値のある誹謗中傷者であれば厳正に対処していく必要があります。

(2) 論理操作

大半の誹謗中傷などの事案では、一種の論理操作を伴います。そうすることで、誹謗中傷者その他の攻撃

³ 足立幸男「議論の発展のために(その2)－無論理的虚偽について」帝塚山大学論集 34 巻 114 頁は、論点ずらし(同文献においては「論点の変更」)に関して、議論が自分にとって不利な時にも用いる手法であるとした上で、「論点の変更に気づかない、あるいは、たとえ気づいてもそれを口に出す勇気をもたなかったり、そのタイミングを見い出せない人がけっして少なくない」ことから、論点の変更は「ふつう想像される以上に効果的である」と述べています。

者が取り上げている内容が、一般の読者から、もっともらしく、真実らしく見えるように情報操作しようとしたり、「誹謗中傷ではなく、意見論評だ」といった弁解の材料にしようします。2016年の米国大統領選挙の頃などから、misinformationやdisinformation(要するにフェイク・ニュースのことです。)のSNS等での流布が問題とされていますが⁴、攻撃者が行う論理操作は、そうした誤情報の作出と、手法として非常に似ています。

論理操作の手法は様々ですが、一例を挙げると、次のような論理操作があります。

法的三段論法という言葉もありますが、どの論理構成も単純化すると3段階になります。まず、Xかどうかという問題設定があり、Yという根拠や理由等があり、Zという結論になります。被害者のZという結論としての言動に対して、攻撃者は、論理展開をひっくり返して「間違っている」などと攻撃します。

例えば、被害者が、ある行為Aが倫理違反かどうかという問題設定(上記Xに相当)について、一定の事実関係や証拠(上記Yに相当)から、倫理違反でない(上記Zに相当)という見解を述べたとします。これに対して、誹謗中傷者その他の攻撃者は、被害者の「倫理違反でない」という見解に対して、上記Xにおける問題設定に戻って、被害者が行為Aの倫理違反の可能性を認めていないから、間違っているなどと攻撃することがあります。これは、単に、行為Aが倫理違反だという自己の見解の一方的な押しつけにしかありません。本来論じるべきは、結論(Z)のもとになった事実関係や証拠(Y)なのですが、攻撃者としては、まともな反論を展開できないため、Yへの反論を素通りして、前提となる問題設定(X)を持ち出して攻撃してくるわけです。X(倫理違反の可能性の存在)は問題設定ですから、それ自体は証明や論証が不要なので、攻撃者としては、事実関係や証拠(Y)という肝心な点の議論を回避して、「倫理違反の可能性を認めていないから間違っている」などという誹謗中傷や攻撃を行うわけです⁵。

あるいは、別のパターンの論理操作として、攻撃者は、被害者が結論(Z)を出すために、根拠となる証拠をねつ造したり、事実関係を歪曲した等と攻撃します。論理展開は「YからZ」なのですから、Zを否定したいのであれば本来はYという条件・証拠が存在しないことを論証しなければならないところ、Yを否定する具体的根拠がないため、殊更に「ZからY」だと論理展開をひっくり返すことで攻撃するわけです。

こうした論理操作を利用した誹謗中傷は、読者が斜め読みするだけでは分かりにくいこともありますから、新聞雑誌等のメディアにおいて、嘘だ、失敗だ、隠蔽だといったような印象操作に踊らされずに、リテラシーを発揮して、こうした誹謗中傷を排除していくことが求められます。

(3) 根拠のない一方的なラベリングを通じた印象操作

これも、誹謗中傷などの典型的なテクニックの1つであり、また誤情報の形成・流布でもよく見られるところですが。一方的なレッテル貼りという言い方もできます。

例えば、誹謗中傷者などの攻撃者は、被害者について「嘘をついた」「間違った」「失敗した」等とのネガティブなラベリングをします。しかし、そのラベリングの根拠となる事情には何も言及できないか、言及していても、当該事情から当該ラベリングに話がつながっていません。それにもかかわらず、攻撃者が、様々な媒体を通じて、このラベリングを何回も何回もしつこく繰り返すことによって、被害者に対して、そうしたラベリングを与えようという印象操作です。

⁴ フェイク・ニュースの手口や具体例については、例えば、総務省のプラットフォームサービスに関する研究会による最終報告書(2020年2月)等を参照(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/ihoyugai_05.html)。

⁵ これは、裏返して見れば、誹謗中傷者その他の攻撃者としても、Yという根拠に基づく結論Z(倫理違反でない)を否定できないため、「(倫理違反という結論が正しいとしても)倫理違反の可能性を認めていないのが間違っている」等と揚げ足取りのような攻撃をするしかないわけです。

例えば、ある出来事 A における被害者の言動 R について、「嘘をついた」のであれば、言動 R が事実でないことを根拠をもって示す必要がありますが、誹謗中傷者その他の攻撃者は、かかる根拠を示さず(また、根拠にならない事象を「根拠」と称して)、言動 R が「嘘だ」というラベリングを続けます。

あるいは、ある出来事 A における被害者の言動 S が「失敗だった」のであれば、言動 S の結果として、当該出来事 A の進捗において、具体的にいかなる支障や不具合が生じたのかを示す必要があります。そうした支障や不具合などが現実には発生していない場合には、こうした事情を示すことができません。しかし、誹謗中傷者その他の攻撃者は、それでも、ひたすら「失敗だった」等と繰り返してきます⁶。

「根拠のない強調や繰り返しによるラベリングを通じた印象操作」では、誹謗中傷者その他の攻撃者による「自作自演」にも留意する必要があります。ある出来事 A における被害者の言動 S が「失敗だった」との誹謗中傷を例にすると、攻撃者自身が意見・論評を装って非難を繰り返し、当該非難があることそれ自体を理由にして「失敗だった」というラベリングを行う場合です。

こうした印象操作は、論理操作と比べると比較的分かり易いのですが、多忙な読者をして、中身を読まなくても、タイトルや見出しにおける扇情的な記載だけを目にして、そうした印象を持たせることになるため、それだけ悪質です。

もとより、読者の目を引くような過激なタイトルをつけることも往々にして見られるところですが、その分、新聞雑誌やネット媒体は、こうした印象操作に踊らされないように、掲載する言説をチェックしていく必要があります。

なお、第一次世界大戦後のドイツ(ワイマール共和国)でナチスの台頭やホロコーストを招いた要因の 1 つとして有名な「ヒ首伝説」⁷の流布などは、こうした印象操作を社会やメディアがチェックし切れなかったために害悪を招いた顕著な例の 1 つであると考えられます。

(4) 独断的な仮定に基づく攻撃

これは、A という仮定を置いて、「もし A が正しいならば、被害者 V は B だ」と展開する手法です。B が被害者に対する誹謗中傷や個人攻撃の内容です。ここで、「A が正しい」という仮定は、何も証拠があるわけではなく、論証されているわけでもありません。「被害者 V は B だ」という批判の根拠として、A という仮定を持ってきているにすぎません⁸。

例えば、「『普通の人はそのようなことをしない』という仮定(A に相当)が正しいのならば、『そんなことをした被害者は目立ちたがり屋ということになる』(B に相当)」という誹謗中傷や個人攻撃の手口です。

この手口は、「V は B である」という誹謗中傷をするためにちょうど都合の良い仮定 A を独断で設定し、その仮定 A には根拠がないことに口をつぐんで、「A だから、V は B」という誹謗中傷を行うものであり、あたか

⁶ このようなラベリングは、論理的な批評を放棄するものであり、また、誤りの命題や不確かな命題を感情や利害に訴えることによってもっともらしく思わせる心理的操作としての側面があると指摘されています(前掲足立「議論の発展のために(その 2) – 無論理的虚偽について」110 頁以下)。

⁷ ヒ首伝説とは「『ドイツは戦争【筆者注：第一次世界大戦】に負けたのではない、背後からヒ首で刺されたのだ』という考え方であって、このヒ首とは革命を意味している」(林健太郎『ワイマール共和国 ヒトラーを出現させたもの』(中央公論新社、1963 年)67 頁)というものであり、ワイマール国民議会での戦争原因等の調査委員会における、ヒンデンブルグの証言が無批判に広まったものです。「背後からの一突き」などと言われることもあります。

⁸ このような立証を要する命題を前提として採用することによって生じる虚偽は、論理学においては「論点窃取の虚偽」あるいは「前提の不当仮定の虚偽」と呼ばれます。この点、前掲・足立「議論の発展のために(その 2) – 無論理的虚偽について」125 頁は「たとえ誤りではないにせよ自明とまではいえないような事柄、従って、議論を先へと進めるためには、まずもってそれを立証せねばならない当のその事柄が前提として立てられる場合にも、論証は健全とはいいがたい。」と述べています。

も意見・論評のような外形で、いくらでも都合の良いように人を誹謗中傷できるテクニックの1つです⁹。

(5) 言動の歪曲

これは、被害者や他者の言動を文脈から切り離したり、言葉尻をとらえるなどして、恣意的に歪めることを通じて誹謗中傷などの攻撃を行うものです。まず、被害者の言動を歪曲して攻撃するというのが最もシンプルな方法であり、意図的でないものも含めれば、日常的にも往々にして見られるものだと思います。

また、権威性のある第三者の言動を都合の良いように歪曲して、こうして歪曲した権威性のある第三者の見解に依拠して、被害者の言動を攻撃するという方法もあります。

権威性のある第三者の言動の歪曲という手口は、フェイク・ニュースでも使われる方法ですが、明らかにデタラメな内容でなく、その第三者の実際の言動を歪曲することで、外形的には「尤もらしい見解」が出来上がります。通常、読者は、自分では、その第三者の実際の言動を確認しません。そのため、読者は、比較的容易に攻撃者に騙されてしまう、というリスクがあるために、特に悪質・危険です。

6. 誹謗中傷は、誹謗中傷者自身を不幸にするものであること

誹謗中傷問題に取り組んでいる識者の方(実名記載の了解を頂戴していないので、匿名にしています。)が仰っていたことですが、誹謗中傷者に、誹謗中傷で不幸になるのは自分自身だということを認識させることも、誹謗中傷対策として大事な手段の一つです。

確かに、誹謗中傷者は、誹謗中傷を行うことで、刑事上・民事上の法的責任を問われ、不幸になります。

仮に法的責任というレベルまでいかないとしても、誹謗中傷者から人は離れていきます。被害者でなくても、誹謗中傷者の個人攻撃的な言動や他者を侮辱する言動を客観的・中立的に見ている人からすれば、「この人とは人間として付き合いたくない」となって、誹謗中傷者から離れていくのが自然です。誹謗中傷者は最後は誰からも相手にされなくなってしまいます¹⁰。

そうしたことを誹謗中傷者に気付かせることも、誹謗中傷対策として有効なのだと思います¹¹。

以上

⁹ 高田博行『ヒトラー演説』(中央公論新社、2014年)92頁は、ヒトラーの演説でこうした手口が多用されたとした上で、「『もし〜ならば』(wenn)という接続詞によって独断的に可能性が仮定され、帰結部にはその前提に合致した都合のいい論が展開される。これは、一方的な主張をするのに適した表現形式である。」と述べています。

¹⁰ 樺沢紫苑「よく悪口を言う人ほど「不幸になる」科学的根拠 楽しいのは一瞬だけ「人を呪わば穴二つ」(東洋経済オンライン)(<https://toyokeizai.net/articles/-/366140?page=3>)も、「心理学の法則で『返報性の法則』というのがあります。人は誰かに親切にされたとき、「その親切をお返ししないといけない」という気持ちが湧き上がる心理です。「好意の返報性」を上手に使うと、あなたの信頼度を高め、人間関係を深めることが可能です。しかし、残念なこと世の中の多くの方は、「悪意の返報性」を使っています。ネガティブな感情に対しては、人はネガティブな感情を返したくなるものです…【中略】あなたは「よく悪口を言う人」と周りにネガティブな印象を植え付けてしまいます。いつ自分に矛先が向かうかわからないので、周りの人たちは悪口を言う人を心から信頼しないでしょう。」と述べています。

¹¹ ネット上の誹謗中傷・ネットいじめ(cyberbullying)を行う加害者の属性に関する研究について系統的レビューを行った興味深い研究として、“Perpetrators' perspective on cyberbullying: a qualitative systematic review with bibliometric analysis” Suhans Bansal, Naval Garg, Jagvinder Singh, Library hi tech, 30 Oct 2023 がありますので、関心のある読者はご一読ください。

Ⅱ 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

執筆者：木目田 裕、宮本 聡、西田 朝輝、梅澤 周平、澤井 雅登

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。

なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えさせていただきます。

【2024年2月14日】

改正臨床研究法施行規則に基づき、製薬企業等に医師との交際費の開示を義務付け

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H240214G0010.pdf>

2024年2月14日、製薬企業等に対し、自社製品を使って臨床研究にあたる医師との交際費の開示を義務付ける改正臨床研究法施行規則が公布されました。

臨床研究法33条は、製薬企業等に対し、厚生労働省令で定める研究資金等の提供に関する情報を公表することを義務付けておりますが、本改正は、臨床研究の不正事案の防止を図るため、その公表する情報の対象を広げるものです。具体的には、製薬企業等は、研究の実施期間と終了後2年以内の期間について、医師との交際費の年間総額を公表することが義務付けられます。

この改正臨床研究法施行規則は、2024年4月の施行を予定しています。

【2024年2月29日】

消費者庁、内部通報制度に関する意識調査の結果を公表

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/research/assets/research_240229_0002.pdf

消費者庁は、2024年2月29日、就業者1万人を対象とした内部通報制度に関する意識調査の結果を公表しました。例えば、以下の結果が公表されています。

- 従業員規模の大きい事業者に勤める就業者ほど、内部通報制度を「よく知っている」との回答割合が上昇するが、従業員数5000人超の事業者に勤める人の5割弱が、内部通報制度について、「名前は聞いたことがある」又は「知らない」と回答したこと。
- 内部通報制度を「よく知っている」と回答した人の75%が、制度を知ったきっかけとして、「勤務先・派遣先・従前の勤務先における研修・周知」と回答したこと。
- 勤務先で重大な法令違反を知った場合「相談・通報する」又は「たぶん相談・通報する」と回答した人(5893人)が、最初の通報先として選択したものは、「勤務先」が約65%、「行政機関」が約30%、「報道機関」が約4%であったこと。
- 勤務先で重大な法令違反を知った場合の最初の通報先として「勤務先以外」を選んだ理由は、「勤務先に相談・通報しても適切な対応が期待できない」が約49%。「不利益な取扱いを受けるおそれ」が約37%であったこと。

【2024年2月29日】

経済産業省、「外国公務員贈賄防止指針(改訂案)」に対する意見募集の結果を公表

<https://public-comment.e->

[gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=595223068&Mode=1](https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=595223068&Mode=1)

経済産業省は、2024年2月29日、「外国公務員贈賄防止指針(改訂案)」に対する意見募集の結果を公表しました。今回の本指針の主な改訂事項は、以下のとおりです。

- 不正競争防止法の外国公務員贈賄罪に係る法改正事項¹²の反映
- スモール・ファシリテーション・ペイメントに関する記載について、OECD 理事会の勧告等の情報を加筆
- 海外子会社・支店の従業員による贈賄行為について、両罰規定¹³によって親会社(本社)に処罰が及ぶケース(両罰規定における「従業者」とは、直接、間接に事業主の統制、監督を受けて事業に従事している者をいい、事業主の指揮下でその事業に従事していれば「従業者」である旨)を明確化
- 外国公務員贈賄防止体制の構築に関する記載(リスクベース・アプローチに関する記載等)を加筆

【2024年3月6日】

米国 SEC、上場企業等を対象に気候変動リスクや温室効果ガス排出量の開示を義務付ける規則を導入

<https://www.sec.gov/news/press-release/2024-31>

米国 SEC(証券取引委員会)は、2024年3月6日、上場会社等を対象とする気候変動リスクや温室効果ガス排出量の開示を義務付ける規則を採択しました。

本規則では、対象となる上場会社等は、SEC に提出する年次報告書等において、例えば、以下の事項を開示することが求められることになります。

- 事業戦略、業績、財務状況に重大な影響を与え、又は与える可能性がある気候変動リスク
- 重要な気候変動リスクを緩和又は適応するための活動を行った場合には、発生した重要な支出及び同活動から直接生じた財務上の影響等に関する定量的・定性的説明
- 取締役会による気候変動リスクに対する監督及び気候変動リスクの評価と管理に関する経営者の役割
- スコープ1¹⁴及びスコープ2¹⁵の温室効果ガスの排出量(大規模早期提出会社(LAFs)、早期提出会社(AFs)を対象)
- 財務諸表を作成するために必要となる見積り等が、悪天候やその他の自然条件等によって重要な影響を受けた場合には、見積り等がどのように影響を受けたかに関する定性的な説明

¹² 改正の詳細については、[本ニュースレター-2023年6月30日号](#)(「不正競争防止法の一部を改正する法律の公布」)をご参照ください。

¹³ 外国公務員贈賄罪については、法人の代表者、代理人、使用者その他の従業者が、その法人の業務に関して、外国公務員贈賄を行った場合には、法人にも罰金刑を科す両罰規定が定められています(不正競争防止法 22 条)。

¹⁴ スコープ1とは、組織が管理又は所有する排出源から発生する温室効果ガス(GHG)排出のことです。

¹⁵ スコープ2とは、組織が、電気、蒸気、熱、冷房を購入することにより、間接的に発生する温室効果ガス(GHG)排出のことです。

【2024年3月7日】

岸田首相、人権デューデリジェンスの法整備の可能性に言及

2024年3月7日付け日本経済新聞朝刊

2024年3月7日付け日本経済新聞朝刊によれば、岸田文雄首相は、同月6日の参議院予算委員会において、企業がサプライチェーン等の人権リスクをチェックする人権デューデリジェンスについて、「将来的な法律の策定可能性も含めて更なる政策対応について検討していく」と述べたとのことです。

【2024年3月7日】

消費者庁、「インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に対する改善指導について(令和5年10月～12月)」を公表

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant_advertisement/assets/representation_cms213_240307_01.pdf

消費者庁は、2024年3月7日、2023年10月から同年12月までの間に実施した、インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示の監視状況を公表しました。

消費者庁が用いた監視方法は、2023年10月から同年12月までの間、ロボット型全文検索システムを用いて、検索キーワードによる無作為検索を実施し、検索された商品のサイトを目視により確認するというものです。監視の結果、インターネットにおいて健康食品等を販売している244事業者による248商品について、健康増進法65条1項¹⁶に違反するおそれのある文言等を含む表示を行っていたことが確認されたため、事業者に対し、当該表示の改善指導が実施されました。

確認された問題のある表示には、「ガン予防」、「骨粗しょう症予防」、「風邪・インフルエンザ予防」、「血液サラサラ」、「脂肪燃焼」、「肝機能改善」等の効果を標ぼうするものがあったとのことです。

【2024年3月8日】

金融庁、「記述情報の開示の好事例集 2023」を更新

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/singi/20240308.html>

金融庁は、2024年3月8日、「記述情報の開示の好事例集 2023」¹⁷に、有価証券報告書における「コーポレート・ガバナンスの概要」、「監査の状況」、「株式の保有状況」及び「経営上の重要な契約等」に関する好事例を追加し、公表しました。

¹⁶ 健康増進法65条1項は、「何人も、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他内閣府令で定める事項・・・(略)・・・について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。」と定めています。

¹⁷ 2023年12月27日に公表された、「記述情報の開示の好事例集 2023」の内容については、[本ニューズレター2024年1月31日号](#)(「金融庁、『記述情報の開示の好事例集 2023』を公表」)をご参照ください。

【2024年3月11日】

経済産業省、「攻撃技術情報の取扱い・活用手引き」及び「秘密保持契約に盛り込むべき攻撃技術情報等の取扱いに関するモデル条文」を公表

<https://www.meti.go.jp/press/2023/03/20240311001/20240311001.html>

経済産業省は、2024年3月11日、「サイバー攻撃による被害に関する情報共有の促進に向けた検討会最終報告書」¹⁸の補完文書として、「攻撃技術情報の取扱い・活用手引き」及び「秘密保持契約に盛り込むべき攻撃技術情報等の取扱いに関するモデル条文」を策定し、公表しました。「攻撃技術情報の取扱い・活用手引き」は、セキュリティベンダや調査ベンダ等の専門組織がとるべき具体的な方針を示すものであり、各攻撃技術情報¹⁹の解説やユースケースなどをまとめています。また、「秘密保持契約に盛り込むべき攻撃技術情報等の取扱いに関するモデル条文」は、専門組織がサイバー攻撃に関する情報(攻撃技術情報)を円滑に共有してサイバー攻撃の被害拡大を防止等するために、ユーザー組織と締結する秘密保持契約の条文案です。

【2024年3月18日】

G7 産業・技術・デジタル大臣会合を実施

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin06_02000288.html

2024年3月14日及び同月15日、イタリアにおいてG7産業・技術・デジタル大臣会合が開催され、産業、技術、デジタル分野に係る政策の諸課題等について議論が行われました。

本会合においては、生成AIへの対応などの複数のテーマについて議論が行われました。生成AIへの対応について、G7は、2023年、「広島AIプロセス」と呼ばれる議論の枠組みを立ち上げ、高度なAIシステムが社会や経済に与える影響に対処するための指針や行動規範を取りまとめていました²⁰。本会合においては、広島AIプロセスを継続して推進している取組が評価された上で、今後、広島AIプロセスに関する行動規範の適用をモニターするための適切なツールとメカニズムの開発、導入等を行う旨を含む閣僚宣言及び附属書が採択されました。

以 上

¹⁸ 「サイバー攻撃による被害に関する情報共有の促進に向けた検討会最終報告書」の内容については、[本ニューズレター2023年11月30日号](#)(「経済産業省、『サイバー攻撃による被害に関する情報共有の促進に向けた検討会最終報告書』を公表」)をご参照ください。

¹⁹ 「攻撃技術情報」とは、マルウェア情報、攻撃インフラ、TTP情報等攻撃者による攻撃活動又はその痕跡を示すものです。

²⁰ <https://www.soumu.go.jp/hiroshimaaiprocess/>

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com